

出荷管理の手続きが変更になりました

変更前	変更後
<p>検査を受ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 釜石市産野生わらびを取り扱う予定の集出荷者は、<u>毎年初回の出荷前</u>に、必ず野生わらび検体を検査し、安全を確認 ● 野生わらび <u>1 検体 200g</u> を採取したら、県沿岸広域振興局農林部に検査依頼 ● 販売する形態ごとに、産直等であれば各団体から 1 検体提出、個人生産者であれば各個人ごとに 1 検体提出 ● 検査を申し込む際には、事前に県沿岸広域振興局農林部に検査依頼する旨の連絡 	<p>検査不要</p>
<p>検査から出荷・販売までのフローチャート 変更前</p> <p>メインルート：青矢印</p> <p>① 検体を採取する。</p> <p>② 検査を県に依頼する。</p> <p>③ 検体を検査。</p> <p>④ 検査結果を通知</p> <p>⑤ 検査結果を受け取る。 ※基準値以下(100Bq/kg)であることが条件。</p> <p>⑥ 集荷する生産者の情報を取りまとめ、台帳(様式第2号)、生産者の情報(様式第3号)を作成し、届出書(様式第1号)とともに市に提出する。また、生産者ごとに管理簿(様式第1号別記)を作成し、生産者が出荷するたびに産直等で採取情報等を記録し管理する。管理簿は市への提出不要。</p> <p>⑦ 内容の確認をする。</p> <p>⑧ 届出書、台帳及び生産者の情報写しを保管。</p> <p>⑨ 届出書を受け取り、押印し、台帳番号記入、届出書、台帳、生産者の情報写しを送付。</p> <p>⑩ 出荷・販売 (注2)必ず品目、採取地、採取日、出荷者の住所・氏名を表示すること。</p> <p>⑤ 検査結果を共有。</p> <p>⑥ 検査結果と突合し、確認。</p> <p>⑦ 情報共有</p> <p>⑧ 情報共有</p> <p>⑨ 情報共有</p> <p>(注1)台帳や生産者の情報に変更があった場合は、再度変更した内容で⑥の届出をすること。</p> <p>原本は市で管理</p>	<p>検査から出荷・販売までのフローチャート 変更後</p> <p>メインルート：青矢印</p> <p>① 集荷する生産者の情報を取りまとめ、届出書(様式第1号)、台帳(様式第2号)、生産者の情報(様式第3号)を作成し、市に提出する。また、生産者ごとに管理簿様式第1号別記を作成し、生産者が出荷するたびに産直等で採取情報等を記録し管理する。管理簿は市への提出不要。</p> <p>② 内容の確認をする</p> <p>③ 届出書を受け取り、押印し、台帳番号記入。届出書、台帳、生産者の情報写しを送付。</p> <p>④ 届出書、台帳及び生産者の情報写しを保管。</p> <p>⑤ 出荷・販売 (注2)必ず品目、採取地、採取日、出荷者の住所・氏名を表承ること。</p> <p>④ 届出内容を情報共有</p> <p>⑤ 情報共有</p> <p>原本は市で管理</p>